

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和8年3月16日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可 次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和7年4月9日	広島県知事（般一4）第38636号	(株)協成	小森 勇次	広島県福山市 東深津町4-19-2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年4月9日	広島県知事（般一5）第29893号	(有)合木電気工事	合木 保志	広島県福山市 瀬戸町地頭分35-59	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年4月22日	広島県知事（般一4）第38660号	(株)ソリド	延岡 武	広島県広島市安佐北区 深川1-23-31-12	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年4月24日	広島県知事（般一2）第39938号	エムケー設備工業(株)	北倉 清和	広島県広島市安佐南区 西原1-7-17	一部廃業	と、石、電、菅、鋼、舗、しゅ、水、消
令和7年4月24日	広島県知事（般一2）第39938号	エムケー設備工業(株)	北倉 清和	広島県広島市安佐南区 西原1-7-17	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年4月14日	広島県知事（般一4）第26862号	(有)石のオカダ	門田 縁	広島県福山市 新涯町5-4-39	一部廃業	建、大、屋、タ、内
令和7年4月9日	広島県知事（般一6）第18869号	東産業(株)	藤井 善浩	広島県福山市 東深津町1-5-13	一部廃業	解
令和7年4月9日	広島県知事（般一3）第31335号	(有)エクステリアジーアンドジー	中山 領	広島県福山市 水呑町3001-1	一部廃業	土、と、石、鋼、舗、しゅ、水